

## 令和4年度京都STEAM女子応援事業 業務仕様書

### 1 趣旨・目的

中学生・高校生及び進路選択に大きな影響を与える保護者・教員と理工系分野で活躍している女性技術者・研究者や理工系学部等に在籍している女子大学生等との交流を通じ、理工系学部への進路選択や理工系の仕事への関心を高め、未来の女性研究者・技術者の裾野拡大を図るとともに、更なる裾野拡大の場として、官民協働プラットフォームの設置を目指す。

### 2 概要

想定するプログラムは以下のとおりであり、下記（１）～（３）について企画提案を行うこと。なお、最終的なプログラムについては、下記（３）に記載の官民協働プラットフォームで検討の上、決定するものとする。

#### （１）ワークショップの開催

- ① 開催時期：令和4年夏以降の土曜日、日曜日又は祝日 2時間程度（予定）
- ② 会場：京都市内に会場を確保すること。
- ③ 講師等：京都府内企業の女性研究者、技術者及び京都府内の理工系大学に在籍する大学生のうち5名程度について、提案すること。（最終的な講師については、京都府と協議の上、決定すること。）
- ④ 定員：30名  
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、最終的な定員は京都府と協議の上、決定すること。
- ⑤ 参加費：無料
- ⑥ 対象者：京都府内に在住または在学する中学生・高校生及び保護者  
京都府内に在住または在勤する教員
- ⑦ 開催内容：  
理工系分野の技術者・研究者や女子大学生等の交流を図りながら、理工系分野への興味関心の深化、理工系への進路選択に向けた意識醸成を図る企画を提案すること。  
(例示)
  - ・ 京都府内企業の女性研究者、技術者による講演
  - ・ 講演者等と参加者によるワークショップ
  - ・ 京都府内の理工系大学に在籍する大学生等による進路選択アドバイス
  - ・ 理工系分野の多様な学びや職業といった幅広い進路の紹介 など

#### （２）職場見学会の開催

- ① 開催時期：令和4年夏以降の平日 3時間程度（予定）
- ② 訪問企業：京都府内企業1社について、提案すること。（最終的な訪問企業については、京都府と協議の上、決定すること。）
- ③ 定員：30名  
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、最終的な定員は

京都府と協議の上、決定すること。

- ④ 参加費：無料
- ⑤ 対象者：京都府内に在住または在学する中学生・高校生及び保護者  
京都府内に在住または在勤する教員

⑥ 開催内容：

参加者間の交流を図りながら、理工系分野で働く女性を実際に見ることにより、就職への具体的なイメージを持ち、理工系の進路選択に向けた意識醸成を期待できる企画を提案すること。

(例示)

- ・ 京都府内企業において働いている女性技術職員の姿を見学
- ・ 訪問企業の女性技術職員等と参加者によるワークショップ など

- ⑦ その他：参加者全員に、イベント保険の加入を義務付けること。

(3) プラットフォームの設置

以下のとおり、官民協働のプラットフォームを設置し、検討会の内容について企画を提案すること。また、参画想定企業・大学についても提案すること。(最終的な構成については、京都府と協議の上決定すること。)

① プラットフォームの構成

- ア 京都府内に事業所を有する企業5社程度
- イ 京都府内大学
- ウ 京都府、その他行政機関

(※ ア及びイについては、上記ワークショップもしくは職場見学会に参画した企業又は大学を参画させることを想定)

② 検討会の開催

- ア 開催回数  
全2回
- イ 開催方法  
対面・オンラインのいずれによる開催も可とする。なお、対面とオンラインを併用することは差し支えない。(対面で実施する場合は、京都市内に会場を確保すること。)
- ウ 参加者  
各回15名程度(官民協働プラットフォーム参加企業・大学、京都府 等)

エ 検討内容(例)

参加団体及び京都府における女性の理系進路選択拡大に資するよう、以下の例を参考に検討を行うこと。

- ・ 女性の理系進路選択拡大に向けた取組事例の共有
- ・ 女性の理系進路選択を促進する上での課題・解決方法
- ・ プラットフォームを活用した女性の理系進路選択拡大の具体策

オ 参加者のネットワーク構築

女性の理系進路選択促進に向けた取組みや考えを参加者間で共有し発展できるよう、意見交換の実施等により、参加者同士のネットワーク構築を図ること。

### 3 委託業務内容

#### I. ワークショップ・職場見学会の開催に関すること

##### (1) ワークショップ・職場見学会の開催・運営

- ① 会場の設営・付帯機器・設備等の手配及び撤去を行うこと。なお、これに必要な費用は本業務に含まれる。
- ② 当日の運営に必要なスタッフを確保し、円滑な行事運営を行うこと。
- ③ 新型コロナウイルス感染防止のため必要措置を講じるとともに、新型コロナウイルスの影響により、当初想定していたプログラムの開催が行われない時には、予算の範囲内にて代替案を提案し、京都府と協議の上、実行すること。
- ④ 当日に配布が必要な資料を作成し、配付すること。
- ⑤ 職場見学会の全ての参加者について、イベント保険加入を義務付けること。なお、これに必要な費用は本業務に含まれる。

##### (2) 会場の借り上げ及び使用料の支払

- ① 京都府と協議の上、京都市内に会場を確保すること。なお、会場使用に係る一切（会場使用料の支払いを含む。）は本業務に含めるものとする。
- ② 会場に付帯する機器・設備等を使用する場合の使用料及び操作担当者の人件費は本業務に含まれる。

##### (3) ワークショップ・職場見学会講師等の手配及び謝金・旅費の支払

- ① 本事業目的を踏まえた講師を京都府との協議の上決定し、手配すること。
- ② 講師への謝金、旅費の支払い手続きを行うこと。なお、講師への謝金、旅費は本業務に含まれる。

##### (4) 参加者の募集等に係る事務

###### ① 広報用チラシのデザイン作成・印刷・配布

ア ワークショップ・職場見学会広報用のチラシを作成・印刷すること。

※作成部数：ワークショップ・職場見学会各 10,000 部（予定）

※チラシ仕様：フルカラー両面（予定）

※配付先：京都府内の中学・高等学校（予定）

イ 納品時期は、京都府と協議の上、決定すること。

ウ 京都府と協議の上、配布計画を立て、効果的にチラシを配布すること。

エ チラシの電子データを京都府が指定する形式で提出すること。

###### ② 参加者の募集・受付・管理等

ア 参加者については、原則事前申込とし、募集・受付・管理を行うこと。

万一参加者に新型コロナウイルスの感染が判明した場合には感染経路を特定する必要があるため、参加者の連絡先を把握しておくこと。

イ チラシ等の作成、新聞、インターネット等を活用した効果的な広報により、参加者の確保に努めること。

ウ 申込用WEBフォームの開設、メール、電話、FAX等を通じて申込・受付を行うこと。

エ 事前参加申込の当落は「先着順」とし、事前参加申込者数が参加者定員を超えた場合は、速やかに申込者あてにその旨連絡を行うこと。

オ ワークショップの事前参加申込数が参加者定員に達しなかった場合は、当日受付にも対応すること。

カ 参加者の管理については、遺漏なく適切に管理を行うこと。

キ ワークショップ・職場見学会に関する「問い合わせ窓口」を設け、参加者等からの問い合わせに対応すること。なお、回答内容については、必要に応じて京都府に相談すること。

#### (5) ワークショップ、職場見学会の記録、報告書の作成等

##### ① 当事業の記録等の作成

###### ア 記録

当事業全体の録音及び写真撮影を行うこと。

###### イ アンケートの集計

本事業の効果分析を行うため、来場者アンケートを実施し、集計・分析を行うこと。

## II. 官民協働プラットフォームの設置に関すること

### (1) 検討会の開催・運営

- ① 会場の設営・付帯機器・設備等の手配及び撤去を行うこと。なお、これに必要な費用は本業務に含まれる。
- ② 当日の運営に必要なスタッフを確保すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染防止のため必要な措置を講じること。
- ④ 会議資料の印刷及び当日の配付を行うこと。
- ⑤ 議事録の作成を行い、京都府へ速やかに提出すること。

### (2) 会場の借り上げ及び使用料の支払

- ① 京都府と協議の上、京都市内に会場を確保すること。なお、会場使用に係る一切（会場使用料の支払いを含む。）は本業務に含めるものとする。
- ② 会場に付帯する機器・設備等を使用する場合の使用料及び操作担当者の人件費は本業務に含まれる。

## III. 業務完了報告書の提出

業務終了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。また、電子媒体により電子データを合わせて提出すること。

なお、業務報告書には以下の内容を添付すること。提出期限及び内容は別途指示する。

- ・委託業務の実施結果（ワークショップ、職場見学会及び検討会の音声記録を文書化したもの、ワークショップ、職場見学会及び検討会各会場の当日の写真、ワークショップ、職場見学会参加者及び検討会参加者数の集計、ワークショップ及び職場見学会参加者アンケートの集計、検討会の議事録等）
- ・本事業に要した経費内訳
- ・その他、京都府が必要とするもの

## 4 その他

- (1) 京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (2) 本業務に係る書類は事業終了後5年間保存の上、京都府監査委員の監査や会計検査院の検査対象となった場合は協力すること。

- (3) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるため、京都府に進捗状況を適宜報告するとともに、必要な打合せの機会を設けること。なお、打合せ場所は原則として京都府内とする。
- (4) 本委託業務の実施にあたっては、女子の理工系進路選択の更なる促進や府内企業・大学の参画拡大等、将来にわたって地域に根ざした持続可能な取組となるよう、配慮すること。
- (5) 事業を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。
- (6) 業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (7) 契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。
- (8) 受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならないこと。